

令和 2 年

第 2 回 定 例 市 議 会

議 案 書

阿 久 根 市

閱 覧 用

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
9	繰越明許費繰越計算書の報告について	1
10	事故繰越し繰越計算書の報告について	3
11	水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
39	農業委員会の委員の任命について	7
40	農業委員会の委員の任命について	10
41	農業委員会の委員の任命について	12
42	農業委員会の委員の任命について	14
43	農業委員会の委員の任命について	16
44	農業委員会の委員の任命について	18

4 5	農業委員会の委員の任命について	2 0
4 6	農業委員会の委員の任命について	2 2
4 7	農業委員会の委員の任命について	2 4
4 8	農業委員会の委員の任命について	2 6
4 9	農業委員会の委員の任命について	2 8
5 0	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	3 0
5 1	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	3 3
5 2	阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 1
5 3	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	4 3
5 4	阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	4 6
5 5	令和 2 年度阿久根市一般会計補正予算（第 3 号）	別 冊
5 6	令和 2 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊

57	令和2年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
----	----------------------------	----

報告第9号

繰越明許費繰越計算書の報告について

繰越明許費を次のとおり繰り越したので，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年6月12日提出

阿久根市長 西 平 良 将

令和元年度阿久根市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公共施設等個別施設計画策定業務委託	13,926,000	13,926,000	13,900,000				26,000
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	8,200,000	8,200,000	4,379,000	3,821,000			0
	2 児童福祉費	新型コロナウイルス対策事業	8,500,000	8,500,000		8,500,000			0
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営近代化施設整備事業	31,410,000	31,410,000			31,400,000		10,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業	5,384,000	0					0
		橋りょう修繕事業	83,038,000	77,717,000		49,039,000	28,600,000		78,000
	3 河川費	河川伐開業務委託	3,000,000	3,000,000					3,000,000
		急傾斜地崩壊対策事業	8,000,000	5,000,000		4,000,000	600,000	400,000	0
	5 都市計画費	道の駅「サンセット牛之浜景勝地」整備事業	29,727,000	15,792,000	15,792,000				0
		番所丘公園遊具改修事業	35,000,000	21,500,000		7,837,000	13,663,000		0
		ふるさと景観整備事業	3,380,000	3,380,000	2,000,000				1,380,000
	6 住宅費	公営住宅整備事業	40,249,000	38,969,000	3,000,000	18,524,000	17,400,000		45,000
10 教育費	3 中学校費	中学校校舎等整備事業	108,525,000	108,525,000		22,187,000	86,300,000		38,000
合	計		378,339,000	335,919,000	39,071,000	113,908,000	177,963,000	400,000	4,577,000

報告第10号

事故繰越し繰越計算書の報告について

事故繰越しを次のとおり繰り越したので，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年6月12日提出

阿久根市長 西 平 良 将

令和元年度阿久根市事故繰越し繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	
2	総務費	1 総務管理費 一般管理事務	173,094	0	173,094	0	173,094	0	0	0	0	173,094	顧問弁護士に委託している案件について、出水簡易裁判所から鹿児島地方裁判所に移送されたことにより、審理が継続となるため。
4	衛生費	1 保健衛生費 阿久根市保健センター 高圧受電設備改修工事	1,076,570	0	1,076,570	0	1,076,570	0	0	0	0	1,076,570	新型コロナウイルスの影響により資材の調達に時間を要するため。
6	農林水産業費	1 農業費 アフリカ豚コレラ侵入 防止緊急支援事業	330,000	0	330,000	0	330,000	0	0	0	0	330,000	〃
7	商工費	1 商工費 明治維新150周年 事業	3,519,560	0	3,519,560	0	3,519,560	0	0	0	0	3,519,560	〃
合 計			5,099,224	0	5,099,224	0	5,099,224	0	0	0	0	5,099,224	

報告第 1 1 号

水道事業会計予算繰越計算書の報告について

水道事業会計の予算を次のとおり繰り越したので，地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により議会に報告する。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

令和元年度水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明			
						損益勘定留保資金						
1	資本的支出	1	建設改良費	2	配水設備改良費	255,690,000	186,332,000	69,358,000	69,358,000	0	0	台風災害により、水道資材の入手に期間を要したため。
合 計			255,690,000	186,332,000	69,358,000	69,358,000	0	0				

議案第 39 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を，農業委員会の委員に任命したいので，農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	中 野 和 徳
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となるため，委員として 中 野 和 徳 氏を任命したいので，議会の同意を求めるものである。

中 野 和 徳 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成××年××月

××××××××××××××××××

平成××年××月

××××××××××××××××××

議案第40号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月12日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	杵 幸 三
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 杵 幸 三 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

柘 幸 三 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 役 職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 4 1 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を，農業委員会の委員に任命したいので，農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	檜 八 重 玲 子
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるため，委員として 檜八重 玲 子 氏を任命したいので，議会の同意を求めるものである。

議案第 4 1 号 参 考

樫八重 玲 子 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市 ※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和 ※※年 ※※月 ※※日

学 歴

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 役 職

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 4 2 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を，農業委員会の委員に任命したいので，農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	高 原 熊 夫
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるため，委員として 高 原 熊 夫 氏を任命したいので，議会の同意を求めるものである。

議案第42号参考

高原熊夫氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※※年※※月※※日

学歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

その他役職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第43号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月12日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	尻無濱 俊 幸
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、委員として尻無濱 俊 幸 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第43号参考

屍無濱 俊 幸 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 役 職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 4 4 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を，農業委員会の委員に任命したいので，農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	富 永 勝 志
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるため，委員として 富 永 勝 志 氏を任命したいので，議会の同意を求めるものである。

富 永 勝 志 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

生 年 月 日 昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

学 歴

昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

職 歴

昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

そ の 他 役 職

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

議案第 4 5 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を，農業委員会の委員に任命したいので，農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	白 濱 和 利
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるため，委員として 白 濱 和 利 氏を任命したいので，議会の同意を求めるものである。

議案第 4 5 号 参 考

白 濱 和 利 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

生 年 月 日 昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

学 歴

昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

職 歴

昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

そ の 他 役 職

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

議案第46号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月12日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	松 下 輝 男
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 松 下 輝 男 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

松下輝男氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※※年※※月※※日

学歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

その他役職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 4 7 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を，農業委員会の委員に任命したいので，農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	石 原 勇 一 郎
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるため，委員として 石 原 勇一郎 氏を任命したいので，議会の同意を求めるものである。

議案第 4 7 号 参 考

石 原 勇 一 郎 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 役 職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 48 号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を，農業委員会の委員に任命したいので，農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	石 坂 務
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となるため，委員として 石 坂 務 氏を任命したいので，議会の同意を求めるものである。

石坂務氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※※年※※月※※日

学歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

その他役職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第49号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月12日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	田 嶋 輝 男
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

農業委員会の委員が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 田嶋輝男氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第 4 9 号参考

田 嶋 輝 男 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 役 職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 5 0 号

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 6 9 号）が施行されたことに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

阿久根市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年阿久根市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日、又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿久根市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の条例第5条第2項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた阿久根市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給

すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については，なお従前の例による。

議案第 5 1 号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）等が施行されたことに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市税条例の一部を改正する条例

第1条 阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「, 第61条又は第62条」を, 「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「, 第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は, 零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は, 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条第1項の規定は, 法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。

第2条 阿久根市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし, 1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については, 当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第3条 阿久根市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の

影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金，参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には，当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして，第34条の6の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については，同項中「令和15年度」とあるのは，「令和16年度」とする。

第4条 阿久根市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に，「においては」を「には」に改め，同条第4号中「によって」を「により」に改め，同条第5号中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め，同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え，「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に，「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め，同条第3項中「，同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第

3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項，第19項，第22項及び第23項」を「第31項，第34項及び第35項」に，「第10項，第11項及び第13項」を「第9項，第10項及び第12項」に，「第4項，第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に，「同条第22項」を「同条第34項」に，「第3項」を「第2項後段」に改め，同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り，「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め，同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に，「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め，同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め，同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に，「同条第21項」を「同条第33項」に改め，「当該税額に」を削り，「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に，「同条第23項」を「同条第35項」に改め，同条第6項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に，「同条第22項」を「同条第34項」に，「当該1年」を「，当該1年」に，「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め，同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に，「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め，同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め，同条第9項を削り，同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に，「同条第42項」を「同条第52項」に，「第12項」を「第11項」に改め，同項を同条第9項とし，同条第11項を同条第10項とし，同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め，同項を同条第11項とし，同条第13項中「第10項」を「第9項」に，「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め，同項を同条第12項とし，同条第14項を同条第13項とし，

同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「，第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第3条並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第4条中阿久根市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

(4) 第4条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第3条の規定による改正後の阿久根市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は，前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し，同日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。），第34条の2及び第36条の2第1項の規定は，令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和2年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については，同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは，「地震保険料控除額，ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の阿久根市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は，同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条

の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。) が 3 号施行日前に開始した事業年度を除く。) 分の法人の市民税について適用する。

- 2 3 号施行日前に開始した事業年度 (連結子法人の連結親法人事業年度が 3 号施行日前に開始した事業年度を含む。) 分の法人の市民税及び 3 号施行日前に開始した連結事業年度 (4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。) (連結子法人の連結親法人事業年度が 3 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人の市民税については, なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した, 又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については, なお従前の例による。

第 6 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した, 又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については, なお従前の例による。

議案第 5 2 号

阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の施行に伴い，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 8 号）が公布されたため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年阿久根市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第2条を次のように改める。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定める基準をもって、その基準とする。

第1章第3条，第2章及び第3章を削り，第4章の章名を削る。

第53条を第3条とする。

附則第2条から第5条までを削り，附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給することとするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険条例（昭和35年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第6条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までの期間について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当

金と給与等との調整)

第6条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿久根市国民健康保険条例第6条の2から第6条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第 5 4 号

阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 9 8 号）の施行に伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例

阿久根市介護保険条例（平成12年阿久根市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「45,000円」を「36,000円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「52,200円」を「50,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市介護保険条例第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。